

地域再犯防止推進交付金交付要綱

令和5年3月28日制定

令和6年2月8日改正

(通則)

- 第1 地域再犯防止推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 この要綱に基づく交付金の交付に関しての細部については、別に定める地域再犯防止推進交付金実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(目的)

- 第2 交付金は、都道府県が、域内の実情に応じた再犯防止施策の充実を図ることにより、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(交付先)

- 第3 この交付金は、都道府県知事からの申請に基づいて法務大臣が交付する。

(交付の対象経費等)

- 第4 交付金は、第2の目的を実現するために都道府県が実施要領に定める事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要となる経費のうち、都道府県が負担する経費について、予算の範囲内で交付する。
- 2 都道府県知事は、法務大臣が相当と認めたもの（以下「特定事業実施者」という。）に対し、委託によらず本事業の全部又は一部を実施させることができる。この場合において、当該事業の経費の全部又は一部について、交付金を用いて負担することができる。

(重複交付の禁止)

- 第5 本事業の対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

(交付額の算定方法)

- 第6 交付金の交付額は、都道府県知事からの申請内容（都道府県において予定する支出予定額）を踏まえ、予算の範囲内で本事業を実施するために真に必要な経費について、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付金の対象費目、交付限度額及び交付率は、次の表のとおりとする。

対 象 費 目	交付限度額	交付率
人件費、報償費、旅費、使用料及び貸借料、需用費（印刷製本費、消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、委託料 等	150万円	1/2

（申請手続）

第7 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、別に定める日までに法務大臣に申請するものとする。第4第2項の定めにより、特定事業実施者に本事業を実施させようとする場合は、それを相当と認めるに足りる証拠書類を併せて提出するものとする。

2 前項の交付申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第8 法務大臣は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、原則として1か月以内に交付金の交付を決定（変更の決定を含む。）し、交付決定通知書（別紙様式2）により、都道府県知事に通知するものとする。

（交付の条件）

第9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 本事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、法務大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合には、法務大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しないと見込まれることとなった場合、又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに法務大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 都道府県は、本事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする交付金調書を作成し、証拠書類とともに5年間保管しておかななければならない。

（申請の取下げ）

第10 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある

ことにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した交付申請取下届出書（別紙様式3）を法務大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第11 都道府県知事は、本事業の全部又は一部を他のものに委託により実施させる場合は、当該実施者との間でこの要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、これを速やかに法務大臣に届け出なければならない。

2 本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（特定事業実施者に付すべき条件）

第12 都道府県知事は、第4第2項の定めにより、特定事業実施者に本事業を実施させる場合は、当該特定事業実施者にこの要綱の各条項を内容とする実施に関する関係書類を提出させ、これを速やかに法務大臣に届け出なければならない。

（計画変更）

第13 都道府県知事は、本事業の内容の変更又は経費の配分の変更をする場合には、その旨を記載した変更承認申請書（別紙様式4）を法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、総事業費の20%以内の減額であって、次のア又はイのいずれかに該当する軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付金事業を実施する都道府県の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき

2 法務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第14 都道府県知事は、本事業を中止又は廃止する場合は、その旨を記載した中止又は廃止承認申請書（別紙様式5）を法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第15 都道府県知事は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれることとなった場合、又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別紙様式6）を法務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（進捗状況報告）

第16 都道府県知事は、本事業の進捗状況について、法務大臣の要求があったときは、

速やかに事業遂行状況報告書（別紙様式7）を提出しなければならない。

（実績報告）

第17 都道府県知事は、本事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（第13により本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から1か月以内の日）又は本事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績（完了・中止・廃止）報告書（別紙様式8）を法務大臣に提出しなければならない（ただし、本事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに事業年度終了実績報告書（別紙様式9）を法務大臣に提出しなければならない。）。

2 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（交付金の額の確定）

第18 法務大臣は、第17の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第9に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第19 都道府県知事は、第18の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式10）により速やかに法務大臣に報告しなければならない。

2 法務大臣は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該都道府県が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）

第20 交付金は、第18の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

（是正のための措置）

第21 法務大臣は、第17第1項の実績報告を受けた場合において、交付金の交付決

定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第22 法務大臣は、第14の本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 本事業を行う都道府県若しくは特定事業実施者又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、法令、この要綱又はこの要綱に基づく法務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 本事業を行う都道府県若しくは特定事業実施者又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 本事業を行う都道府県若しくは特定事業実施者又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、本事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 法務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 法務大臣は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第23 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した機械又は器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、法務大臣の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 前項において、法務大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付金の経理)

第24 都道府県は、本事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の支出の内容を証する書類を整備し、同項の収支簿とともにこれを本事業の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付金調書)

第25 都道府県は、この交付金と本事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別紙様式11）を作成するとともに、本事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第26 都道府県知事は、特別の事情により、上記の手續等によることができない場合には、法務大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月8日改正）

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。